

付 属 資 料

- 1 . ミニッツ
- 2 . 会議議事録
- 3 . インドネシア側からの要請書
- 4 . 質問書と回答
- 5 . 会議資料

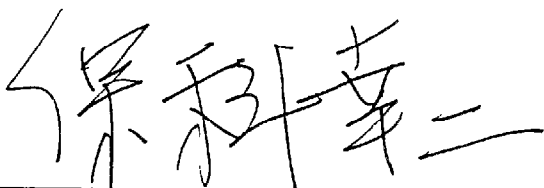
THE MINUTES OF DISCUSSIONS
BETWEEN
THE JAPANESE BASIC SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED
OF THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF INDONESIA
ON
THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
INTEGRATED SEDIMENT-RELATED DISASTER MANAGEMENT PROJECT
FOR VOLCANIC AREA

The Japanese Basic Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Kohji Hoshina visited the Republic of Indonesia from January 26 to February 5, 1999, for the purpose of conducting a basic survey on the Japanese Technical Cooperation for the Integrated Sediment-related Disaster Management Project for Volcanic Area (hereinafter referred to as "the Project") .

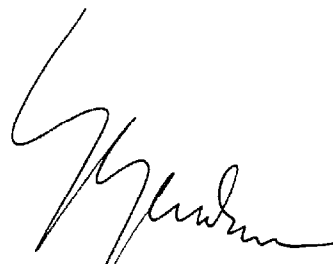
During its stay in the Republic of Indonesia, the Team had a series of discussions with the authorities concerned of the Republic of Indonesia .

As a result of the discussions, both sides agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Jakarta , February 4 , 1999



Mr. Kohji Hoshina
Leader,
Japanese Basic Survey Team
Japan International Cooperation Agency
Japan



Mr. Budiman Arif
Director General of Water Resources
Development, Ministry of Public Works
The Republic of Indonesia

THE ATTACHED DOCUMENT

The contents of the Project were agreed upon between Directorate General of Water Resources Development, Ministry of Public Works of the Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "DGWRD") and the Team as follows.

1. As the result of discussions based on the Terms of Reference of the Project the Indonesian side requested and the recent social, economic condition of Indonesia, Indonesian side (DGWRD, the Indonesian authorities concerned) and the Team basically agreed upon the Project title, Project purpose (overall goal and Project purpose), Project outputs and Project activities shown in ANNEX I.

The attendants of the discussion are shown in ANNEX II.

2. Both sides will continue to consider the contents of activities, budget and implementation system based on ANNEX I as follows. DGWRD in close coordination with Gadjah Mada University and the Indonesian authorities concerned will consider following matters.

(1) Education

1) To establish the new integrated disaster management course at the graduate school of Gadjah Mada University by Indonesian side. To consider dispatching lecturers and providing experiment facilities in case of establishing the course by Indonesian side.

2) The team realized the importance that the excellent lecturers of the integrated disaster management course and students of Gadjah Mada University and engineers of authorities concerned to be dispatched to Japanese graduate school of the Japanese national universities to study.

The team will discuss the mentioned above with Japanese authorities concerned. And the Team will make efforts how to receive the Indonesian candidates and choose universities, too.

3) Indonesian side will consider that their staff members shall be able to enter the integrated disaster management course at the graduate school of Gadjah Mada University. And Indonesian side will consider to employ the graduates of the course as government official, too.

4) Indonesian side requested to the Team that the present training courses in the Sabo Technical Center are included as a part of the Project activities.

The team realized the importance of the training in the Sabo Technical Center. Japanese authorities concerned will discuss whether the course should be included or not as a part of the Project activities.

(2) Establishing an integrated disaster management system

- 1) To decide the model areas as soon as possible by both sides in accordance with the implementation of the Project.
- 2) To discuss the contents of the model activities by both sides in accordance with the implementation of the Project.
- 3) To discuss the budget for the model activities by both sides in accordance with the implementation of the Project.

(3) Enhancing the technology and information functions related to volcanic Sabo

Indonesian side will clarify what should be the function and the task of the Sabo Technical Center. Indonesian side will prepare the necessary budget and the organization for the Project implementation.

3. In order to establish the new integrated disaster management course at the graduate school of Gadjah Mada University, talented persons who have high expertise about disaster management are indispensable. Japanese universities have capability to provide education on disaster management.

Therefore, Indonesian side will make efforts to send the Indonesian candidates to Japan and Japanese side will make efforts to prepare scheme for acceptance of the Indonesian candidates before commencement of the Project.

**“Integrated Sediment-related Disaster
Management Project for Volcanic Area”
in Indonesia**

1. Background

- 1) The economic conditions have extremely deteriorated.
- 2) It is important to increase the production of foods.
- 3) It is desired to stabilize the people’s livelihood.

2. Basic policy of the project

The project is to be implemented in full consideration of the history of Sabo technical cooperation and the current natural, economic, and social circumstances in Indonesia so that its accomplishments may contribute to the country.

3. Project title

“Integrated Sediment-related Disaster Management Project for Volcanic Area”

Note that the names of “Sabo Technical Centre (STC)” and “Research Centre for River and Sabo” in Yogyakarta as organizations under the Ministry of Public Works (MPW) are to be left unchanged.

4. Implementing organization

Directorate General of Water Resources Development (DGWRD), MPW

5. Project site

Yogyakarta Special Province ,Central Java

6. Related organizations

Research and Development Agency, MPW

Gadjah Mada University (UGM)

Other related organizations (Volcanological Survey of Indonesia, Ministry of Mining and Energy; National Coordinating Board for Disaster Management, etc.)

7. Project purpose

(1) Overall goal

Protecting human lives and properties from sediment-related disasters in Indonesia.

(2) Project purpose

The purpose of the project is to establish a model structure for integrated sediment-related disaster management mainly for a volcanic area in Indonesia and enable the country to carry out self-supported and sustainable disaster management such as preparedness, relief/response and rehabilitation/reconstruction.

8. Project outputs

(1) Educating engineers with high technological competence for integrated disaster management including rural development and establishment of warning and evacuation system.

(2) Constructing a scheme with responsibility for implementing integrated disaster management measures including rural development and establishment of warning and evacuation system.

(3) Enhancing the functions of dissemination of volcanic Sabo technology and information at STC, DGWRD, MPW.

(Establishing its role as a kernel or a clearinghouse for volcanic Sabo in Asia.)

9. Project activities

(1) Education

1) Establishing an integrated disaster management course at the graduate school (Master's program) of UGM.

2) Cooperation and exchange (exchange of instructors and students, etc) between UGM and Japanese universities

3) Patrolling disaster-stricken areas and providing guidance.

4) Establishing a structure to conduct third country training.

(5) Studying abroad .)

(2) Establishing an integrated disaster management system (Technology dissemination)

1) Conducting a model project for integrated disaster management in a model area by integrating rural development and establishment of warning and evacuation system

(including hazard mapping and promotion of a self-initiated organization for disaster prevention).

- 2) Formulating guidelines for the implementing a structure for “1”.
- 3) Establishing a structure for providing related organizations with technical guidance on emergency measures and rehabilitation planning after disaster.
- 4) Educating field engineers of MPW by providing on-the-job training for “1” and “3”.
- 5) Promoting the low cost technologies for “1” and “3” .

(3) Enhancing the technology and information functions related to volcanic Sabo

- 1) Establishing a system for collecting and sending data on volcanic disasters and volcanic Sabo in Indonesia and worldwide using the Internet.
- 2) Exchanging the volcanic Sabo related technologies in the world by holding international seminars and symposiums.
- 3) Enhancing the library functions of STC.

10. Joint coordinating committee of the project

(1) Members

Chairman: Director General, DGWRD, MPW

Indonesian members:

Director General, Research and Development Agency (RDA), MPW

Director General, Directorate General of Higher Education, Ministry of Education and Culture

Dean, Faculty of Engineering, Gadjah Mada University

Director, Directorate of Technical Guidance, DGWRD, MPW (concurrently serving as the Secretary -General of the Committee)

Head of STC, DGWRD, MPW

Head of Research Centre for River and Sabo, RDA, MPW

Head of Bureau for Water Resources and Irrigation, National Development Planning Agency(BAPPENAS)

Head of Bureau for Education ,Culture ,Sports ,Religion ,National Development Planning Agency(BAPPENAS)

National Coordinating Board for Disaster Management(BAKORNAS)

Municipal Chiefs of the Model Area

Japanese members:

Secretary, Embassy of Japan

JICA Experts(Project experts and individual experts(Sabo and river))

Resident Representative, JICA Indonesia Office

(2) Agendas of the Committee

Preparation of yearly project program

Project assessment

Model area selection

Preparation of a model work plan

Studying techniques to apply to a model work

Reporting important items of the project to the President

(3) Setting up subcommittees

The following three subcommittees are to be set up:

1) Education

2) Rural development and disaster prevention in the model area

3) Volcanic Sabo related technology development and dissemination

11. Project supporting committee in Japan

(1) Members

Sabo Department, Ministry of Construction (MOC)

International Affairs Division, MOC

River Planning Division, MOC

Ministry of Education

University personnel (such as Faculty of Agriculture of Kyoto University, Faculty of Agriculture of Kyoto Prefectural University)

JICA

(2) Agendas of the Committee

Overall project coordination

Issues related to students acceptance and instructors exchange

12. Model area selection

(1) Selection criteria

1) Location where a project of MPW has been started or is planned.

- 2) Location where comprehensive disaster management measures including rural development and establishment of warning and evacuation system are necessary and where local residents' cooperation can be obtained.
- 3) Location that has an appropriate scale for a model project.

(2) Examples of model area

- 1) Kaliurang (foot of Mt. Merapi)
- 2) Sumatra, Kalimantan, Sulawesi, etc.

48

h

LIST OF PARTICIPANTSINDONESIA SIDE (DGWRD) :

- | | | |
|----|-------------------------|---|
| 1. | Mr. Budiman Arif | Director General of Water Resources Development (DGWRD), Ministry of Public Works |
| 2. | Mr. Hendratno Remiel B. | Director of Planning & Programming, DGWRD |
| 3. | Mr. M. Napitupulu | Director of Technical Guidance, DGWRD |
| 4. | Mr. Satrijo Untung | Head of Sub-Directorate of Rivers, Dit. of Technical Guidance, DGWRD |
| 5. | Mr. Subarkah | Head of STC |

JICA JAKARTA REPRESENTATIVE OFFICE :

- | | | |
|----|--------------|-----------------------------------|
| 1. | Ms. Takeuchi | Assistant Resident Representative |
|----|--------------|-----------------------------------|

JICA EXPERTS :

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1. | Mr. K. Sasahara | JICA Expert for STC |
| 2. | Mr. M. Watari | JICA Expert for Dit. of Technical Guidance, DGWRD |
| 3. | Mr. K. Umeda | JICA Expert for Dit. of Planning & Programming, DGWRD |
| 4. | Mr. H. Shintaku | JICA Expert for Dit. of Water Resources Conservation, DGWRD |

JICA BASIC STUDY TEAM :

- | | | |
|----|----------------|--------|
| 1. | Mr. K. Hoshina | Leader |
| 2. | Mr. Y. Nakano | Member |
| 3. | Mr. I. Hirono | Member |
| 4. | Mr. T. Sonoda | Member |
| 5. | Mr. K. Makita | Member |

資料 ①ミニッツ（和訳）

火山地域総合プロジェクトのための技術協力に関する日本基礎調査団とインドネシア共和国政府関係機関との協議合意録

日本国際協力事業団によって組織された保科幸二氏を団長とする日本の基礎調査団（以下、調査団）は火山地域総合防災プロジェクト（以下、プロジェクト）のための技術協力に関する基礎調査のため、1999年1月26日から2月5日までインドネシア共和国を訪問した。

インドネシアに滞在中、調査団はインドネシア関係機関と協議を実施した。

協議の結果、両者は別紙の内容についてそれぞれの政府に勧告することについて合意した。

ジャカルタ 1999年2月4日

保科 幸二
J I C A
日本基礎調査団長

ブディマン アリフ
インドネシア共和国
公共事業省
水資源総局長

インドネシア「火山地域総合防災」プロジェクト基礎調査団 ミニッツ

基礎調査団（以下、JICAチーム）はインドネシア共和国政府公共事業省水資源総局と本プロジェクトに関し、以下のとおり合意した。

1. インドネシア側（公共事業省水資源総局及びプロジェクト関係機関）及び日本側（JICAチーム）は、インドネシア政府から要請された本プロジェクトのTOR及び最近のインドネシアの社会経済情勢に基づき議論を行った結果、プロジェクトの名称、目的（overall goal 及び project purpose）及び活動内容について、別添資料1を基本とすること。なお、会議の出席者名簿を別添資料2に示す。
2. インドネシア側及び日本側は、別添資料1のプロジェクト概要に基づき、プロジェクトの活動内容、予算、実施体制等について、十分な検討を引き続き行っていくこと。検討にあたり、インドネシア側は公共事業省水資源総局は、ガジヤマダ大学をはじめ関係機関と十分な調整をとりながら以下の項目を検討する。

（1）人材育成

- 1) インドネシア側は、ガジヤマダ大学大学院に「総合防災講座」を新たに設置すること。講座の設置にあたり、講師の派遣、実験施設の提供等の配慮すること。
- 2) 日本側は、ガジヤマダ大学大学院「総合防災講座」の講師及び学生並びに関係機関の技術者の中から、優秀な者を日本の国立大学大学院へ留学させることについて、その重要性を理解し、帰国後、関係機関と協議するとともに、受け入れ手法及び受け入れ可能大学を選定することについて努力すること。
- 3) インドネシア側は本プロジェクト関係技術者のガジヤマダ大学大学院「総合防災講座」への入学に配慮するとともに、ガジヤマダ大学大学院「総合防災講座」修了者の採用について配慮すること。
- 4) インドネシア側は現在「砂防技術センター」で実施している研修コースをプロジェクトの一部として実施するように日本側に要請した。日本側は「砂防技術センター」による研修の重要性を認め、これをプロジェクトの活動内容に含めるかどうか、今後、関係機関において検討すること。

（2）総合防災体制の整備

- 1) 日本・インドネシア双方は、プロジェクト実施に合わせ、モデル地区について、候補地をできるだけ早い時期に決定すること。
- 2) 日本・インドネシア双方は、プロジェクト実施に合わせ、モデル事業の内容を検討すること。
- 3) 日本・インドネシア双方は、プロジェクト実施に合わせ、モデル事業に対する予算措置を検討すること。

(3) 火山砂防に関する技術・情報機能の強化

インドネシア側は「砂防技術センター」が持つべき機能・任務を明確にし、所要の予算措置、組織整備等を行うこと。

3. ガジャマダ大学大学院における講座開設のためには、高度な砂防・防災に精通した人材が必要であり、防災の講座で教育可能な日本の大学に留学することが効果的である。そのため、インドネシア・日本双方において、プロジェクトの開始に先行して留学生枠の確保等に努力すること。

インドネシア火山地域総合防災プロジェクト

1. 背景

- ①経済情勢が極めて悪化していること。
- ②食糧増産が重要なこと。
- ③民生安定が望まれること。

2. プロジェクトの基本方針

これまでの砂防技術協力の歴史を踏まえ、現在のインドネシアの自然的、経済・社会的情勢を十分考慮し、プロジェクトの実施が同国にとって実り、あるものとする。

3. プロジェクト名

(英) : Integrated Disaster Management Project for Volcanic Area

(和) : 「火山地域総合防災」プロジェクト

なお、ジョグジャカルタにある「砂防技術センター」及び「河川砂防実験所」は公共事業省の組織として名称はそのままとする。

4. 実施機関

公共事業省水資源総局

5. プロジェクトサイト

ジョグジャカルタ特別区

6. 関連機関

公共事業省研究開発庁

ガジャマダ大学

その他の関係機関（鉱山エネルギー省火山局、国家災害調整委員会等）

7. プロジェクトの目的

(1) 最終目的 (Overall Goal)

インドネシアの土砂災害から人命、財産の保全を図ること。

(2) プロジェクトの目的 (Project Purpose)

インドネシアの主として火山地域の土砂災害に対する総合防災体制のモデルが確立され、自立発展的 (Sustainable) な災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興が行われるようになること。

8. プロジェクトの成果 (Outputs)

- (1) 火山地域の振興、警戒避難体制の整備等を含む総合的な土砂災害防止に
する高度な技術者の育成が図られること。
- (2) 火山地域の振興、警戒避難体制の整備等を含む総合的な土砂災害対策を
実施する仕組みが整備されること。
- (3) 水資源総局砂防技術センターの火山砂防に関する技術・情報面における
機能を充実させること。
(アジアの火山砂防の中心機関としての役割を確立させること)

9. プロジェクトにおける活動内容

(1) 人材育成

- ①ガジャマダ大学大学院（修士）における総合防災講座の新設
- ②ガジャマダ大学と日本の大学との連携・交流（教官・学生の交流・留学
等）
- ③災害地の巡回指導
- ④第3国研修の実施が可能な体制の整備
- ⑤海外留学

(2) 総合防災体制の整備（技術の普及）

- ①モデル地区において、地域振興、警戒避難体制の整備（ハザードマップ、
自主防災組織の育成等を含む）等と一体となった総合的な防災対策モデ
ル事業の実施
- ②①の実施体制に関するガイドラインの作成
- ③災害時における応急対策、復旧計画の立案について関係機関を技術指導
する体制を整備
- ④①及び③についてオンザジョブトレーニングによる公共事業省の現場技
術者の育成
- ⑤①及び③について低コスト技術の開発の推進

(3) 火山砂防に関する技術・情報機能の強化

- ①インターネットを活用したインドネシア国内及び世界の火山災害及び火
山砂防に関するデータを収集・発信する体制を整備
- ②国際セミナー・シンポジウム等の開催による世界の火山砂防に関する技
術の交流
- ③砂防技術センターの既存ライブラリー-の機能の充実

10. プロジェクトの管理運営委員会 (Joint Coordinating Committee)

(1) メンバー

- 委員長： 公共事業省水資源総局長
イ側委員： 公共事業省研究開発庁長官
教育文化省高等教育総局長
ガジャマダ大学工学部長
公共事業省水資源総局計画局長
公共事業省水資源総局技術局長（幹事長を兼ねる）
公共事業省水資源総局砂防技術センター所長
公共事業省研究開発庁長河川・砂防実験所長
国家開発企画庁水資源・灌漑局長
国家開発企画庁宗教・教育・文化・運動局長
国家災害調整委員会
モデル地区の市町村長
- 日本側委員： 日本大使館
日本人専門家（プロジェクト専門家及び個別専門家（砂防・河川））
JICA事務所長

(2) 委員会における検討事項

- プロジェクトの年次計画の策定
プロジェクトの評価
モデル地区の選定
モデル工事計画の立案
モデル工事方法の検討
プロジェクトの重要事項に関する大統領への進言

(3) 分科会の設置

- ①人材育成
②モデル地区における地域振興、防災
③火山砂防に関する技術開発、情報発信
の3つの分科会を設置する。

11. プロジェクトの国内支援委員会

(1) メンバー

- 建設省砂防部
建設省国際課
建設省河川計画課
文部省
大学関係者（例：京都大学農学部、京都府立大学農学部等）
JICA

- (2) 委員会における検討事項
 - プロジェクト全体の調整
 - 学生の受け入れ、教官交換に関すること

1 2. モデル地区の選定

(1) 選定基準

- ①公共事業省のプロジェクトとして既に着手しているところ又は着手予定のところ
- ②地域振興・警戒避難体制の整備等を含む総合的な防災対策を実施するニーズがあり、地域住民の協力が得られるところ
- ③モデル事業を実施するのに適切な規模であること

(2) モデル地区の例

- ①カリウラン（メラピ火山山麓）
- ②スマトラ、カリマンタン、セレベス島 など

出席者

インドネシア側（公共事業省水資源総局）

- | | |
|----------------|-------------|
| 1. プディマン アリフ | 公共事業省水資源総局長 |
| 2. ハンドラトノ レミエル | ” 計画局長 |
| 3. ナビツプル | ” 技術局長 |
| 4. サトリヨ ウソツ | ” 河川部長 |
| 5. スハルカ | ” S T C 所長 |

J I C A インドネシア事務所

竹内 智子 アシスタント

J I C A 専門家

- | | |
|----------|----------|
| 1. 笹原 克夫 | S T C |
| 2. 渡 正昭 | 公共事業省技術局 |
| 3. 梅田 和男 | ” 計画局 |
| 4. 新宅 宏章 | ” 水資源管理部 |

J I C A 基礎調査団

- | | |
|----------|----|
| 1. 保科 幸二 | 団長 |
| 2. 中野 泰雄 | 団員 |
| 3. 廣野 一道 | ” |
| 4. 園田 敏宏 | ” |
| 5. 牧田 一男 | ” |

議 事 録

日 時	相手方
○平成11年1月14日	JICA池田代理 建設省国際課竹下指導係長
○ " 1月22日	文部省加藤一等書記官 (在インドネシア日本大使館)
○ " 1月22日	外務省 村橋係長 建設省 国際課竹下指導係長
○ " 1月27日	日本大使館服部公使 ほか
○ " 1月27日	矢追・三宅HEADS専門家
○ " 1月28日	インドネシア公共事業省 水資源総局との合同会議
○ " 1月28日	国家開発企画庁水資源灌漑局長
○ " 1月28日	教育文化省高等教育総局長
○ " 1月29日	インドネシア大学加納教授
○ " 2月1日	ガジャマダ大学学長 ほか
○ " 2月1日	ガジャマダ大学工学部
○ " 2月2日	砂防技術センター、河川・砂防 研究センター
○ " 2月2日	メラピ火山観測所長
○ " 2月4日	ミニッツ調印式 公共事業省水資源総局
○ " 2月4日	国家災害調整委員会
○ " 2月4日	JICAインドネシア事務所長

インドネシア「火山総合防災（仮称）」プロジェクト打ち合わせ

日時：平成11年1月14日10:00～12:00

場所：JICA社会開発協力部会議室

参加者：JICA：池田代理、村上

建設省：国際課竹下指導係長

基礎調査団：中野、牧田、廣野、園田

議事録

【プロジェクト名について】

- ・英文プロジェクト名は中身が分かるようにする。

例：Integrated Disaster Management Project for Volcanic Area

【プロジェクトの目的について】

- ・究極目標は不要。
- ・最終目標とプロジェクト目的との関連が分かるような文章にして欲しい。
- ・最終目標は「災害の現象」といってしまうと、説明のための指標が必要となってくる。災害による被害の減少ではないのか。
- ・国全体の総合防災体制の確立は5年間では達成できないので、モデル地区の総合防災体制の確立とする。

【関係省庁について】

- ・関係防災省庁の予算、人員配置の現状の確認が必要。
- ・総合防災と言うからにはいろいろな省庁が絡んでくるので、その関係の確認と所掌範囲の確認が必要。
- ・警戒避難関係の予算は内務省からも出ているので、連携を考えても良いのではないか。

【プロジェクト管理運営委員会について】

- ・Joint Coordinating Committeeの下に実務技術者レベルの分科会が必要ではないか。目標に合わせ、3つの分科会が必要。
- ・国内支援委員会のメンバーはネパールやフィリピンと同様でよいのではないか。
- ・C/Pには公共事業省のメンバーだけでなく、JCCの他のメンバーも入れた方がイ国側のプロジェクトに対する力の入り方も増えるのではないか。

【研修・留学について】

- ・来年からJICAの持っている研修枠の留学期間が2年間になる。
- ・海外留学枠には様々なスキームがあるので、工夫が可能。
例：JICA枠（50名）をまわしてもらう。
文部省枠をまわしてもらう。
無償奨学生借款を行う。等
- ・第3国研修の実施、は実施が可能な体制の整備という表現にとどめておく。
- ・海外留学はプロジェクトの中では無理であるが、イ国側とのディスカッションの対象とする。

【大学間の連携、講座の開設について】

- ・大学間の連携・交流は短期専門家の派遣でも可能。
- ・講座を開設するにはUGMに4～5人の教授が必要ではないか。
STCや土木関係から引き抜くことも考えられる。

【今後の日程について】

- ・1/22打ち合わせ

時間：15:00～17:00

場所：JICA 13F A会議室

- ・1/19から村上氏はフィリピン出張。合流の仕方を考える。
- ・1/28と29の日程は入れ替える方向で検討する。

インドネシア日本大使館一等書記官 加藤 敬 氏との打ち合わせ

日時： 1999、1、22 (金) 10:30~12:00

場所： 砂防会館

参加者： 文部省 加藤 一等書記官

調査団 保科、中野、牧田、広野、園田

建設省 岡本

議事録

◎文部省国費留学生について

①大使館推薦枠 47人 (今年度) うち32名が大学関係、15人が省庁の役人

大学関係の倍率は10倍程度、役人はレベルが低い。

大学から教育文化省へ推薦 300名→書類選考100名→面接試験50名

ガジャマダ大学からはインドネシア大学、バンドン大学とともに4、5名程度選抜されている。

・スケジュール

12月募集→6月大使館による書類選考→8月末面接→9月文部省へ推薦

→4月来日→9月まで日本語研修→翌年4月まで研修生→4月からマスターへ

・マスターは2年、ドクターは3年、期限の延長はない。研修生期間が別に1年つく。

・月18万円程度の補助がでる。生活するには十分な金額である。

・受け入れのうち、9割はアジア圏からがしめる。(ASEAN人づくり10万人構想)

○大使館枠の選考について

・選考者は15名を委嘱、ほとんどが元日本の国費留学生このうち3名と、加藤書記官が選考。

・必要条件：英語が堪能なこと、学生時代の成績が優秀なこと、推薦があること、受け入れ教官がいること、目的意識がしっかりしていること。

・基本的に実力のある学生をとることにしており、公正が期されている。プロジェクト関係者だから優先するという事はない。

・グレードポイントレベル (GPM) : 4段階評価のうち、3以上が優秀

教官アベレージ 3.8 公務員アベレージ 2.8

・来日時点で35歳未満であること。

・大使館推薦枠の受け入れ先は国立大学の学校に限る。民間人は受け入れない。

・大使館推薦枠の対象者は公務員 (教官含む) のみ。

②大学推薦枠

・50名の枠がある。

・大学間の交流協定を結んでいる場合が多い。

・日本側の指導教官とイ国側の教官との間の受け入れ覚え書きが応募の1年程度前に必要。

・日イ間の場合、日本側がイニシアティブをとるのが通例で、しかも国立大学に限る (予算補助の必要がないため)。

・特定の教授間でコネクションが必要。日本側教授が学内で限られた枠内に押し込む強さも必要。

○大学間協定について

・大学間で学術交流協定を結ぶ。例：学位認定、授業料無料、共同研究、等

・締結については、文部省 (つまり大使館も) は関与しない。

・非公務員も対象となる。

③ J I C A 枠

イ国については1名しかない。公共事業省や教育文化省から推薦してもらう。

①②あわせて100名程度の枠がインドネシアにはある

○ J I C A プロジェクト

ASEAN地域の大学の連携強化・・・詳細不明。H10基礎調査が終了している。

・ H E D S 高等教育開発プログラム（1990～1999）

バンドン工科大学： 地方の国立大学生にバンドン大学に留学させて修士とらせる。
2000年以降はフォローアップにとどまる。

○ 今回のプロジェクトの場合

今回UGMに開設する講座の担当教官にプロジェクト開始前に日本でドクターをとらせることを想定すると、早めの手続きが必要。

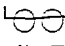
イ国省庁からUGMへの推薦→UGMから日本側大学への留学を始めてもらうよう手続きを開始すべき。

- ・ 公共事業省の役人にはUGMでドクターをとってもらうのがよいのではないかと。
- ・ 日本側受け入れ大学、受け入れ教官を早急に決めておいた方がよい。

○ その他

- ・ 工、理、農学系には優秀な人が多い。
- ・ 文部省としては研修生が将来政府高官になり、親日派を増やしたいと考えている。
- ・ 現実問題として、教官をどのようにして集めるか、予算措置はどうするのか等の見込みがないと、見かけ倒しで終わる可能性がある。大学は予算が少ない。
- ・ 留学させる人はできるだけ若い方がよい。終了してからは講師として在学する。給料は20万Rp/月（日本円4千円程度）でアルバイトをしないと、生活できない。教授でも60万Rp/月で副業せざるを得ず、研究に身が入らないのが心配である。
- ・ インドネシアは基本的に学歴主義である。アメリカ指向が強い。
- ・ 学歴は官低民高である。
- ・ 大学はでたけれど・・・というのが実態である。

外務省協議

日時： 1999,1,22,15:00 ~ 16:00
場所： JICA 13F A 会議室
参加者： 外務省 村橋  竹下
JICA 池田代理
調査団 保科、中野、牧田、広野、園田

議事録

池田氏より別添資料により説明

- ・今回のプロジェクトは火山地域の総合防災という整理がされている。
- ・防災体制全般なので、複数省庁にまたがるのも今までと異なる。
- ・マスターをイ国内において養成し、そのための講座を大学に設ける。
- ・人材養成というものに対して、イ国側のC/P、予算措置等がどうなるのか確認が必要。
- ・イ国側の要請内容は今ひとつ整理されていないので、プロジェクトコンセプトを明確にしておく必要がある。

村橋：TORには「火山砂防・治水」とあるが、「火山」だけでよいのか。

池田：火山地域の総合防災に限定して、そこでのモデル的に事業を実施し、その効果を周辺に波及させたい。

保科：治水を含めるとあまりにも広範囲すぎる。火山周辺のFlood controlもモデルプロジェクトの中に含まれると考えている。

村橋：了解。

村橋：ガジャマダ大学との連携がメインなのか。研究内容ではないのか。

池田：プロジェクトの人材養成は研究を通じて、プロジェクトの核となる人材を育てる教官の養成を目指す。

村橋：ミニッツに大学側もサインをするのか。

池田：ガジャマダ大学、公共事業省、日本政府の3者でサインするのか確認が必要。

予算の流れが BAPPENAS → 教育文化省 → ガジャマダ大学 か

〃 → 公共事業省 → 〃 なのか確認が必要。

村橋：日本の大学にガジャマダ大学の連携先はあるのか。

中野：特定はしていないが、国立大学で砂防、防災の講座のあるところで考えている。

村橋：イ国の経済危機により、この要請（1997,11）のプライオリティーが現在も変わっていないのか、どの程度なのか確認が必要。BAPPENASに確認しておくこと。

インドネシアの近年の災害状況も入手してほしい。

保科：今までのプロジェクトは実験室レベルで実施してきたが、今回の総合防災モデルは現地に適応させる必要があるので、日本側でどこまで支援できるのか確認が必要。

池田：そうだとすると、プロジェクト技術協力や無償協力の予算だけで対応できるのか確認が必要。

保科：無償資金協力でできないのか。

池田：ミャンマーで資材だけ無償資金協力し、設計、施工をプロジェクトで指導した例あり。

保科：オンザジョブトレーニングをどれくらいの規模で仕組めるかが大切である。

池田：日本大使館の感触を確認しておく必要がある。

仮に無償資金協力ができないとすると、どのような協力ができるのか、二段構えで構成しておくべきである。

・本日の会議において本プロジェクトの基本方針は了承されました。

日本大使館 との打ち合わせ

日 時 : 1999年1月27日 10:00～11:00

場 所 : 日本大使館

参加者 : 日本大使館 服部公使、島崎参事、八木書記官
調査団、渡、竹内

内 容 :

参事 これまでの砂防協力の成果とは？

団長 ①第三国研修の実施 海外でイ国自ら指導できる人材が育っている。

②STCから500人もの研修生が巣立った。

③イ側自らSTCの建物を整備した（熱意の現れ）。

参事 イ側の砂防協力は政権交代後も変化はないのか？

団長 今回確認する予定。

参事 イ側は援助の希望は多いが、熱意に不足を感じる。援助国に頼りがち。
発災直後は特にそうだが、今回のようなタイミングは本当の熱意が分かりやすい。

団長 今回のプロジェクトは組織横断的に実施する必要があり、地域を一体的に見る視点が必要。そういう要望を取り上げたい。

参事 ガジャマダ大学が今回の分野に特に優れているのか？

団長 特にと言うことはないが、STCとの結びつきが強く、また、近くにメラピやスメルなどの火山があり、かつ人口集積の高いジャワ島とすることで選んだ。

参事 地方部での災害にはどう対応するのか？

団長 巡回指導でカバーしたい。

参事 今回のプロジェクトは実質的に継続に近いが、良いプロジェクトなので、早く始めるべき。

矢追・三宅 HEADS 専門家等との打ち合わせ

1. 日 時 : 1999年(平成11年)1月27日(水)18:30~21:00

2. 出席者 : 矢追 HEADS 専門家、三宅元調整員、小谷調整員
基礎調査団員、渡専門家

3. 内 容 :

(1) 大学修士課程を立ち上げるための要件

・修士課程を立ち上げるため、

①修士の人員 3名以上

②実験等設備が整備されていること

等があり、教育文化省が認定。

・要件が満たされる場合、S2 をとりあえず作り、単位数を獲得して授業を開始し、条件が整い次第修士課程に移行する方法がある。

・HEADS プロジェクトの中でもガジャマダ大学工学部の総合防災講座の現在の教授等の人員数、設備等をパンフレット等で調べておくこと。

(2) 修士課程(S2)卒業生の処遇の相違

それはない。同等と考えられる。

(3) 総合防災プロジェクトの中で大学と連携することの是非

・非常によい。HEADS プロジェクトのやろうとしていることの網の中に入る。公共事業省としても良いプロジェクトとしてバックアップするだろう。

・公共事業省としてのメリットは職員が大学の講師になれること。

・教育文化省にも十分話しておくことが重要。

・インドネシアにおいては今後環境(自然災害)と人間の関係が重要となる。

・大学との連携が重要。大学等教育の中に広げていくことが重要。ガジャマダ大学工学部も予算確保等のメリットがある。

(4) HEADS プロジェクト

・インドネシア国内19大学を対象。

・バンドン工科大学、ガジャマダ大学、その他地方の大学が多い。

・日本の大学は長岡工科大学、豊橋技術大学(中村俊六)、東工大等の先生が応援している。

・外務省大島経済局長が後押し。

(5) 砂防技術協力

・大学との連携を強めることが重要。

・「砂防職」など特定の技術資格を持った集団を公共事業省の中に「核」としてることが重要。

・ガジャマダ大学を皮切りとして国内の地方の大学もツリーとして巻き込んでいけば良い。

- ・イ国のみでなく、火山や砂防を共有する国々との連携が重要。
一国のみ、防災のみという単体のプロジェクトはだめ。
- ・今度、砂防のプロジェクトが始まるのは歓迎する。

公共事業省との打ち合わせ

1. 日時

平成11年1月28日(木) 10:00~12:00

2. 場所

公共事業省

3. 出席者

インドネシア側 :	公共事業省水資源総局長	Budiman Arief
	公共事業省水資源総局計画局長	Hendratno remiei B.
	公共事業省水資源総局技術局長	M.Napitupulu
	公共事業省水資源総局河川部長	Satrijo Untung
	砂防技術センター所長	Subarkah
日本側 :	保科、中野、広野、園田、牧田(団員)	
	渡、笹原、梅田、新宅(JICA 専門家)	
	竹内(JICA)	

4. 議事

Budiman: イ国においては、砂防技術はこれまでかなり進んできているが、満足できるレベルには至っていない。さらなる改善と新たな防災対策の枠組作りが喫緊の課題である。

Budiman: プロジェクトの目的に、津波や地震は含まれるのか

保科 : プロジェクトの目的は、主に火山地域における総合的な土砂災害対策のモデルの構築であり、津波、地震は含まれない。インドネシアのアジア地域における火山砂防の重要性に鑑み、volcanic area という言葉を入れるべき。

Satrijo : mainly for volcanic area とは、どのような意味か。

保科 : volcanic area 以外も対象とするが、主に火山地域でプロジェクトを実施する。地域振興策の試案として、バリ島のアグン火山における灌漑や植林などの地域振興にも役立つ砂防事業を考えたい。こうしたアイデアをインドネシア側から出していただきたい。

Napitupulu:プロジェクト名は火山地域に限定せず、「Integrated Volcanic and Sediment-related Disaster Management Project」としてはどうか。

保科：貴案では噴火そのものによる被害も含まれてしまうが、今回のプロジェクトでは、そこまで対象とは考えていない。火山地域の噴出物の移動による二次的な災害を対象として考えている。

Budiman：日本側提案のプロジェクト名が良い。

保科：このプロジェクトに対する水資源総局の姿勢について伺いたい。

Budiman：非常に力を入れている。

国家開発企画庁（BAPPENAS）との打ち合わせ

1. 日時

平成11年1月28日（木） 13:25～14:00

2. 場所

国家開発企画庁

3. 出席者

インドネシア側：国家開発企画庁水資源灌漑局長 Koensatwanto
CHIEF、BUREAU FOR WATER RESOURCES AND IRRIGATION
NATIONAL DEVELOPMENT AGENCY

日本側：保科、中野、広野、園田、牧田（団員）
渡、笹原、梅田（JICA 専門家）
竹内（JICA）

4. 議事

- (1) ガジャマダ大学における総合防災講座の設置及び運営に関して、公共事業省は関わりを持たず、大学側が行うものとする。
- (2) ガジャマダ大学に総合防災講座を開設するにあたり、予算は公共事業省ではなく、大学に直接つける。
- (3) 総合防災講座を本プロジェクトで開設、運営した場合、受講生は公共事業省が独占するのではなく、大学側で選択する枠も必要である。
- (4) 公共事業省からの学生については公共事業省が費用をみるが、その他の学生についてはプロジェクト側（JICA）で負担してもらえないか。
- (5) プロジェクトに関連するイ側の予算は、用意する。ただし、負担率等については、明言できない。

教育文化省との打ち合わせ

1. 日時

平成11年1月28日(木) 15:00~15:30

2. 場所

教育文化省

3. 出席者

インドネシア側：教育文化省高等教育総局長 Bambang
DIRECTOR GENERAL OF HIGHER EDUCATION
MINISTRY OF EDUCATION AND CULTURE

日本側：保科、中野、牧田(団員)
渡(JICA 専門家)
竹内(JICA)
藤井(通訳)

4. 議事

(1) 防災講座の開設は、ガジヤマダ大学と直接話を進めてもらってよい。結果を大学側から聞けばよい。

(2) 防災講座開設は、教育文化省は予算が無いのでできないが、プロジェクトで開設するのは結構なことだ。

(3) 一般分野と専門分野の相違

- ・ S2(マスター)とS3(ドクター)のライン等、SP1、SP2のラインの相違を聞いたところ、総局長がその両者を一本化するレギュレーションが一月以内に出るであろうと答えた。
- ・ S2(マスター)の新設講座を作る場合は教育文化省への申請が必要である。しかし、既存講座の中で科目を組み合わせる新しいコースを新設するのであれば、総局長の許可は要らない。
- ・ 総局長は後者の可能性を示した。よって、教育文化省へ申請する必要はまったく無い。

インドネシア大学加納教授との打ち合わせ

日時 : 1999年1月29日(金) 13:00~14:30
場所 : インドネシア大学 加納教授の研究室
出席者 : インドネシア大学 加納教授
調査団 保科団長、中野、
渡専門家

議事録

1. ガジャマダ大学との連携

- ・ どのような学位を取ることが必要なのか良く調べておくこと。学士は大学の学部を卒業しないと、取れない。
- ・ S1-学士、S2-修士、S3-博士であり、S2を取るためにはS1を持っていないとだめである。
- ・ 上記とは別にディプロマとかポリテクという昔の大学の専科にあたるものがあり、中堅技術者の養成コースである。これは学士等より1ランク下がる。エリート養成が目的であれば、S2の創設を目指すべき。
- ・ イ側から日本の大学の修士に送る学生はS1を持っていないといけない。
- ・ 70年度に国家公務員法が改正され、それ以降大学卒の公務員はS1を持っている。
- ・ インドネシアの公務員は休職せず、大学に通える。
- ・ 日本の大学は予算の確保と連動させ、各大学が競い合って途上国の学生の受入態勢を作っている。その意味で受入態勢はあるが、実際の論文作成は英語の添削になり、それができる先生は少ない。

2. 地域振興

- ・ 住民参加の枠組作り
現在の課題は住民、NGOをプロジェクトにどう取り込むかである。
- ・ スハルトが交代して、色々なしくみ、制度が改革段階にある。
- ・ 地方分権の強化
国の出先機関を州、県の局の中に入れ込むことに力を入れている。
- ・ ガジャマダ大学に農村地域開発センターがあり、プロジェクトでは社会調査等で情報のソースとして協力してもらえるのではないか。リサーチは喜んでやるだろう。大学の予算だけで社会調査をやるのは難しい。
加納教授はジョグジャ地方等の課題として「農村経済の現状と歴史的文化」を研究中。
- ・ 農作業の効率化、機械化が進みつつあり、例えばアニアニ(鎌)がトラクターに変わりがつつある。
- ・ 高学歴化で高卒は農作業をしがらなくなっている。農作業の働き手が不足し始めている。
- ・ 経済危機
1998年度(今年度) 経済成長率 -11%
1999年度(来年度) " -10%
人の動きとして大都会→田舎の中小都市→村
つまり村で食べさせることが重要になってくる。

ガジヤマダ大学との打ち合わせ 議事録

日 時 : 1999年2月1日 9:00~10:00

場 所 : ガジヤマダ大学 会議室

参加者 : 別紙参照

議事録

学長の意見

1. コースを開設する場合、期間は長期が良い。短期間の開設ではそれだけで終わってしまう。
2. S2 コースでの開講が望ましい。このコースは公共事業省の人間だけでなく、農業、林業関係の人間の受講も必要とする。
3. このコースでは学位を取ることが望ましい。インセンティブとしては将来の昇進につながるということが考えられる。
4. 外国人(例: フィリピン、ネパール等) 対象の研修を実施して、学位を持って帰ってもらうようなシステムを作りたい。

ガジャマダ大学工学部との打ち合わせ 議事録

日 時 : 1999年2月1日 10:00~12:30

場 所 : ガジャマダ大学工学部会議室

参加者 : 別紙参照

議事録

1. 【アカデミックコースの長短】

UGM としてはアカデミックコースのほうが開設が簡単である。

なぜなら、教育文化省の許可が不要で、UGM 独自で決められるからである。

今から準備すれば、今年の9月からの開講も可能であり、ライセンス取得も容易である。ただし、現存するコースの単位を12以上活用することが必要である。

2. 【プロフェッショナルコースの長短】

プロフェッショナルコースは受講者の立場から考えると、コースの内容からアカデミックコースより適当かもしれない。また、プロフェッショナルコースのほうが募集が多くなり、地方政府や民間コンサルタントからも応募があることが想定された。但し、教育文化省の許可が必要であり、開講までに1から2年かかる。ライセンスの取得も1~2年かかる。

3. 【募集活動の開始】

このプロジェクトが実施されなくても UGM としては広報活動にのっとり、コースを開講したい。これから3ヶ月の間に広報(新しい講座を)したい。再来年度の募集のためには早く準備し始めたい。その際 S2 とか SP とかは明示しない。

4. 【定員等】

S2 コースの定員は20~25名(最低5人)程度を考えている。

学生と公務員の比率はわからないが、いずれにせよ受講者の中心となるであろう公共事業省や他の省庁も含めて志望者の数が決まれば、その比率も明確になるだろう。

5. 【講座開設に必要な機材について】

このプロジェクト開始後、ペーパーに掲載されている施設は使用できるが、施設のグレードアップのためにいくつかの改良が必要になると思われる。特にデータ関係が必要である。

6. 海外からの留学生を受け入れたい(学長)。

7. 講座名は JICA 専門家と学部長の間で検討願いたい。

8. 機材・人材供与については特に触れなかった。

9. 対象とする災害の範囲が不明確であった(津波、地震等)

STC (砂防技術センター) ,RCRS (河川・砂防研究センター) との打ち合わせ

1. 日時

平成11年2月2日 (火) 9:00~11:30

2. 場所

STC

3. 出席者

別添名簿参照

4. 議事 (日…日本側)

TO STC

・ガジャマダ大学との間で、別添MOUにある協力を実施している。

ほかの大学については、アンブレラ協力として今後、順次する。まずは、ガジャマダ大学と協力を開始している。

・プロジェクトタイトルについては、日本側の案で最終的に合意した。

日 ・モデルエリアとして、メラピ周辺では、カリウランは適切でないと考えている。他の適切な地域について (例えば、クガツ)、今後、笹原専門家と STC で議論してもらいたい。

・インフォメーションセンターの機能拡充に関しては、今後、一層のデータ収集を実施し、モニタリングに役立てたい。

日 ・緊急事態の時に、どのように情報収集するのか。

・緊急事態は、

①direct disaster (一次災害)

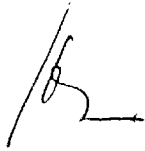
②local government を通じ、Inform する二次災害

に分類でき、火山災害は①に分類される。

但し、この活動のための施設はまだまだ改善が必要と考えられる。(笹原専門家)

・今後、インドネシアが総合防災を実施するために STC でトレーニングが必要なエンジニア数については、笹原専門家を通じ、回答する。

・最新の、STC の予算の状況についても、笹原専門家を通じ、回答する。



**PERJANJIAN KERJASAMA
ANTARA
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
DENGAN
UNIVERSITAS GADJAH MADA**

NOMOR: 01/NKB/M/1999

NOMOR: UGM/36/KS/II/1999

Pada hari ini, Sabtu, tanggal sembilan bulan Januari tahun seribu sembilan ratus sembilan puluh sembilan, yang bertandatangan di bawah ini :

1. **RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO**, Menteri Pekerjaan Umum, dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Departemen Pekerjaan Umum, selanjutnya disebut PIHAK PERTAMA;
2. **PROF.DR. ICHLASUL AMAL, MA.**, Rektor Universitas Gadjah Mada, dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Universitas Gadjah Mada, selanjutnya disebut PIHAK KEDUA;

dengan mempertimbangkan bahwa :

- a. Naskah perjanjian kerjasama antara Departemen Pekerjaan Umum dengan Universitas Gadjah Mada Nomor : DEPPU / 01 / PIA / M / 1987 tanggal 16 Desember 1987, pada Nomor : UGM / 7457 / KS / 02 / 02 / 1987 diperbaharui sesuai dengan perkembangan keadaan.
- b. Perkembangan tuntutan reformasi di Indonesia beberapa waktu terakhir ini membutuhkan penumbuhan, pengembangan dan peningkatan di bidang penyelenggaraan prasarana dan sarana dasar pekerjaan umum dalam menyongsong era globalisasi dan kemajuan teknologi.
- c. Universitas Gadjah Mada sebagai perguruan tinggi yang memiliki ilmuwan dan pakar dari berbagai disiplin ilmu dan pengetahuan diharapkan ikut secara aktif menyumbangkan berbagai aliran dalam pembangunan wilayah perkotaan dan pedesaan, terutama dalam mengatasi krisis ekonomi, menanggulangi inefisiensi pembangunan, penggalakan kemitraan dan pemberdayaan segenap pelaku pembangunan untuk ditujukan pada terbentuknya masyarakat madani.

- d. Pembangunan prasarana dan sarana dasar pekerjaan umum membutuhkan peningkatan kualitas dan kuantitas sumber daya manusia Indonesia melalui pendekatan yang saling menguntungkan antara pendidikan akademik, kalangan profesional dan para pengambil keputusan agar dapat dirumuskan perencanaan, kebijakan dan program yang tepat.
- e. Untuk menuju pada pencapaian sasaran pembangunan prasarana dan sarana dasar yang bertanggung jawab, diperlukan tidak saja perangkat perencanaan yang dapat dipertanggung-jawabkan secara teknis, melainkan juga kajian kelayakannya secara sosial, budaya, ekonomi, dan lingkungan melalui pendekatan multi disiplin yang bertumpu pada keswadayaan masyarakat.

Untuk mewujudkannya, kedua belah pihak sepakat untuk mengadakan kerjasama di bidang penyelenggaraan pembangunan prasarana dan sarana dasar pekerjaan umum dengan ketentuan sebagai berikut :

Pasal 1 T U J U A N

Kesepakatan bersama PIHAK PERTAMA dengan PIHAK KEDUA bertujuan untuk meningkatkan pelaksanaan program-program nasional di bidang pembangunan prasarana dan sarana dasar pekerjaan umum yang sejalan dengan Tri Dharma Perguruan Tinggi.

Pasal 2 R U A N G L I N G K U P

Lingkup kesepakatan bersama untuk mencapai tujuan seperti tersebut pada Pasal 1 meliputi :

- a. Kompilasi dan konsolidasi data serta pertukaran informasi.
- b. Penelitian, perencanaan dan pengkajian berbagai aspek pembangunan.
- c. Pengembangan ilmu pengetahuan, teknologi dan seni melalui pertemuan ilmiah dan profesi (diskusi, seminar, lokakarya dan sebagainya).
- d. Peningkatan kualitas sumber daya manusia melalui pendidikan, pelatihan, penataran, pembinaan dan pengabdian pada masyarakat

- e. Publikasi dalam bentuk jurnal dan penerbitan buku.
- f. Dan lain-lain kegiatan yang terkait dan disetujui bersama oleh kedua belah pihak.

Pasal 3 PELAKSANAAN KEGIATAN

Pelaksanaan kerjasama akan diatur dalam surat perjanjian tersendiri yang dibuat oleh PIHAK PERTAMA dan PIHAK KEDUA atau oleh pejabat yang ditunjuk dan diberi kewenangan oleh kedua belah pihak untuk melaksanakan hal tersebut.

Pasal 4 PEMBIAYAAN

Pembiayaan yang timbul sebagai akibat dari pelaksanaan kegiatan ini dibebankan pada masing-masing pihak sesuai dengan kewajiban dan kewenangan masing-masing.

Pasal 5 JANGKA WAKTU

Kesepakatan bersama ini berlaku sejak ditandatangani oleh kedua belah pihak yang akan berlaku untuk jangka waktu 5 (lima) tahun dan dapat diperpanjang atas kesepakatan PIHAK PERTAMA dan PIHAK KEDUA.

Pasal 6 PENYELESAIAN PERSELISIHAN

Apabila terjadi perbedaan pendapat atau kesalahpahaman dalam pelaksanaan kerjasama ini, kedua belah pihak sepakat untuk menyelesaikannya secara musyawarah untuk mufakat.

Pasal 7 LAIN LAIN

- (1) Keterkaitan kedua belah pihak dalam kesepakatan ini disesuaikan dengan kapasitas kemampuan masing-masing pihak dan tetap menjaga serta mengacu pada peraturan dan ketentuan yang berlaku.

- (2) Hal-hal yang belum diatur dalam kesepakatan ini akan diatur kemudian ^{atas} ~~atas~~ ^{keputusan} ~~keputusan~~ ^{keputusan} ~~keputusan~~ belah pihak.
- (3) Kesepakatan bersama ini dibuat dalam rangkap 4 (empat) dua diantaranya bermeterai cukup dan masing-masing mempunyai kekuatan hukum yang sama.
- (4) Perjanjian kerjasama ini mulai berlaku sejak ditandatangani dengan ketentuan bahwa segala sesuatunya akan diperbaiki sebagaimana mestinya apabila dikemudian hari ternyata terdapat kekeliruan dalam perjanjian kerjasama ini.

Ditandatangani di : Yogyakarta
Pada tanggal : 9 Januari 1999

PIHAK KEDUA
UNIVERSITAS GADJAH MADA
REKTOR

PIHAK PERTAMA
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
MENTERI



YAHYADI RAMBANG SIMANUNTO

**PERJANJIAN KERJASAMA PENYELENGGARAAN
PENELITIAN DAN PENGEMBANGAN TEKNOLOGI
DALAM BIDANG PEKERJAAN UMUM
ANTARA
BADAN PENELITIAN DAN PENGEMBANGAN PEKERJAAN UMUM
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
DENGAN
LEMBAGA PENELITIAN
UNIVERSITAS GADJAH MADA**

NOMOR : 01 / SP / KL / 1999
NOMOR : UGM/LIT/05/M/09/UB

Pada hari ini, Sabtu, tanggal sembilan bulan Januari tahun seribu sembilan ratus sembilan puluh sembilan, yang bertandatangan di bawah ini :

1. **IR. JOELIANTO HENDRO MOELJONO**, Kepala Badan Penelitian dan Pengembangan Pekerjaan Umum, dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Departemen Pekerjaan Umum, selanjutnya disebut **PIHAK PERTAMA**;
2. **PROF. DR. HARDJONO SASTROHAMIDJOJO**, Ketua Lembaga Penelitian Universitas Gadjah Mada, dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Lembaga Penelitian Universitas Gadjah Mada, selanjutnya disebut **PIHAK KEDUA**;

berdasarkan Perjanjian Kerjasama antara Departemen Pekerjaan Umum dan Universitas Gadjah Mada Nomor : 01/ NKB / M/ 1999 tanggal 9 Januari 1998, maka kedua belah pihak Nomor : UGM/36/KS/1/1999

bersepakat untuk mengadakan kerjasama penelitian dan pengembangan dalam bidang pekerjaan umum, dengan ketentuan sebagai berikut :

**Pasal 1
HAKEKAT**

Kerjasama penelitian dan pengembangan teknologi bidang pekerjaan umum ini pada hakekatnya merupakan usaha pemanfaatan sumber daya alam dan sumber daya manusia melalui peningkatan pelaksanaan pembangunan bidang pekerjaan umum sebagai bagian dari pembangunan nasional.

Pasal 2

TUJUAN

Kerjasama ini bertujuan untuk saling memanfaatkan sumber daya yang dimiliki oleh kedua belah pihak dalam rangka menggali potensi penelitian dan pengembangan teknologi dalam bidang pekerjaan umum.

Pasal 3

RUANG LINGKUP

- (1) Kerjasama ini meliputi kegiatan penelitian dan pengembangan teknologi bidang pekerjaan umum sesuai misi Departemen Pekerjaan Umum dan Tri Dharma Perguruan Tinggi.
- (2) Kerjasama ini memberikan kesempatan kepada para staf dari lingkungan kedua belah pihak untuk meningkatkan jenjang keahliannya sesuai dengan bidang studi masing-masing.

Pasal 4

PELAKSANAAN KEGIATAN KERJASAMA

- (1) Pelaksanaan kegiatan kerjasama akan diatur bersama oleh kedua belah pihak secara kasus per kasus dalam surat perjanjian pelaksanaan kegiatan yang merupakan bagian yang tidak terpisahkan dengan perjanjian kerjasama ini.
- (2) Untuk membina kerjasama ini kedua belah pihak sepakat untuk membentuk Panitia Pengarah (Steering Committee) yang keanggotaannya terdiri dari unsur PIHAK PERTAMA yang seorang di antaranya sebagai Ketua, dan unsur dari PIHAK KEDUA yang seorang di antaranya sebagai Wakil Ketua.
- (3) Apabila terjadi perbedaan pendapat atau kesalahpahaman dalam pelaksanaan kerjasama ini, kedua belah pihak sepakat untuk menyelesaikannya secara musyawarah dan mufakat.

Pasal 5

PEMBIAYAAN

Anggaran biaya bagi pelaksanaan kegiatan kerjasama ini akan diusahakan bersama sesuai dengan kewajiban dan kewenangan masing-masing pihak, dan akan dirinci lebih lanjut dalam surat perjanjian pelaksanaan kegiatan seperti dimaksud pada Pasal 4 ayat (1) tersebut di atas.

Pasal 6
JANGKA WAKTU

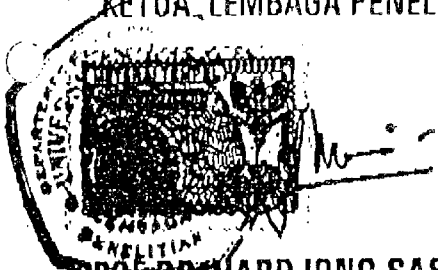
Perjanjian kerjasama ini berlaku untuk jangka waktu 5 (lima) tahun terhitung sejak ditandatangani oleh kedua belah pihak dan dapat diperpanjang, diubah, maupun diakhiri atas kesepakatan kedua belah pihak.

Pasal 7
PENUTUP

- (1) Hal-hal yang belum diatur dalam perjanjian kerjasama ini akan diatur kemudian atas persetujuan kedua belah pihak.
- (2) Perjanjian kerjasama ini dibuat, disepakati dan ditandatangani dalam rangkap 4 (empat), dua di antaranya bermeterai cukup dan masing-masing mempunyai kekuatan hukum yang sama.
- (3) Perjanjian kerjasama ini mulai berlaku sejak ditandatangani dengan ketentuan bahwa segala sesuatunya akan diperbaiki sebagaimana mestinya apabila dikemudian hari ternyata terdapat kekeliruan dalam perjanjian kerjasama ini.

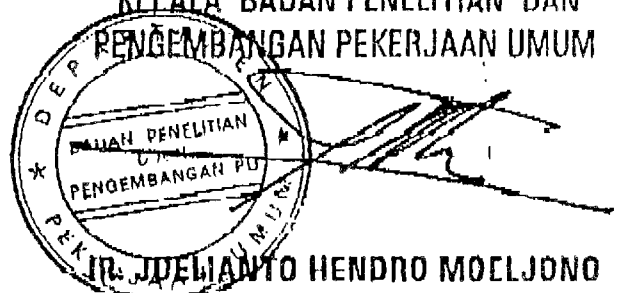
Ditandatangani di : Yogyakarta
Pada tanggal : 9 Januari 1999

PIHAK KEDUA
UNTUK DAN ATAS NAMA
UNIVERSITAS GADJAH MADA
KETUA LEMBAGA PENELITIAN



PROF. DR. HARDJONO SASTRO
HAMIDJOJO

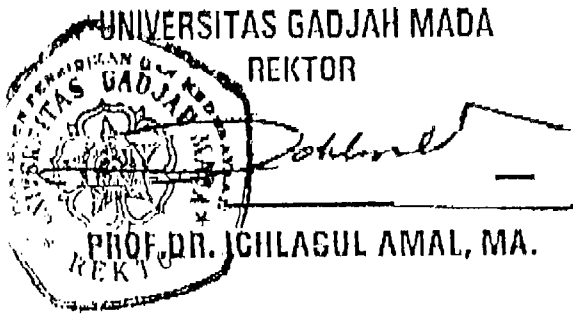
PIHAK PERTAMA
UNTUK DAN ATAS NAMA
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
KEPALA BADAN PENELITIAN DAN
PENGEMBANGAN PEKERJAAN UMUM



IR. DJELIANTO HENDRO MOELJONO

MENGETAHUI

UNIVERSITAS GADJAH MADA
REKTOR



PROF. DR. ICHILAGUL AMAL, MA.

DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
MENTERI



MACHMADI BAMBANG SUMADHIJO

**PERJANJIAN KERJASAMA
PENYELENGGARAAN PENDIDIKAN JENJANG
PASCASARJANA DAN DIPLOMA
ANTARA
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
DENGAN
UNIVERSITAS GADJAH MADA**

Nomor : 02 / NKB / SJ / 1999

Nomor : UGM/TK/66/C/03/03

Pada hari ini Sabtu tanggal sembilan bulan Januari tahun seribu sembilan ratus sembilan puluh sembilan kami yang bertanda tangan dibawah ini :

1. **IR. SUNARYO SUMADJI**, Sekretaris Jenderal Departemen Pekerjaan Umum, dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Departemen Pekerjaan Umum, selanjutnya disebut **PIHAK PERTAMA**;
2. **IR. HARYANA, M.ARCH.**, Dekan Fakultas Teknik Universitas Gadjah Mada dalam hal ini bertindak untuk dan atas nama Universitas Gadjah Mada, selanjutnya disebut **PIHAK KEDUA**.

Sebagai tindak lanjut Perjanjian Kerjasama antara Departemen Pekerjaan Umum dengan Universitas Gadjah Mada Nomor : 01 / NKB / M / 1999, tanggal 9 Januari 1999, kedua belah

Nomor : UGM/36/KS//1999

pihak sepakat untuk mengadakan perjanjian penyelenggaraan pendidikan dengan ketentuan sebagai berikut:

**Pasal 1
HAKEKAT**

Kerjasama penyelenggaraan pendidikan ini pada hakekatnya merupakan usaha meningkatkan kemampuan dan pengetahuan sumber daya manusia di lingkungan Departemen Pekerjaan Umum sebagai bagian dari pembangunan nasional.

**Pasal 2
TUJUAN**

Kerjasama penyelenggaraan pendidikan ini bertujuan untuk memenuhi kebutuhan pembangunan bidang pekerjaan umum, melalui peningkatan kualitas dan kuantitas, kemampuan, pengetahuan dan profesional bagi aparatur pemerintah yang mampu menyelenggarakan tugas umum pemerintahan dan pembangunan di bidang pekerjaan umum.

Pasal 3

RUANG LINGKUP

Dalam batas-batas kewenangan yang ada, ruang lingkup penyelenggaraan meliputi :

- a. Pelaksanaan Pendidikan Pascasarjana dan Diploma yang diperuntukkan bagi tenaga-tenaga di lingkungan Departemen Pekerjaan Umum, Dinas Daerah lingkup Pekerjaan Umum dan peserta lainnya dengan persetujuan Menteri Pekerjaan Umum.
- b. Pemberian ijasah dengan sebutan sesuai dengan jenjangnya, bagi yang selesai dan lulus dalam mengikuti pendidikan.
- c. Penyediaan dana, sarana, prasarana dan sumber daya manusia yang diperlukan.

Pasal 4

PELAKSANAAN KEGIATAN

Pelaksanaan kerjasama akan diatur dalam surat perjanjian tersendiri yang dibuat oleh pejabat yang ditunjuk dan diberi kewenangan oleh kedua belah pihak untuk melaksanakan hal tersebut.

Pasal 5

PEMBIAYAAN

- (1) Pembiayaan untuk penyelenggaraan ini berasal dari dana rutin dan pembangunan Departemen Pekerjaan Umum serta sumber dana lainnya yang disusun bersama antara Departemen Pekerjaan Umum dengan Universitas Gadjah Mada sesuai dengan ketentuan yang berlaku.
- (2) Pembiayaan kerjasama ini akan diatur melalui pola kerjasama pelaksanaan pekerjaan tahunan antara Departemen Pekerjaan Umum dan Universitas Gadjah Mada.
- (3) Besarnya pembiayaan penyelenggaraan ini didasarkan atas biaya pendidikan jenjang Program Pasca Sarjana dan Diploma Universitas Gadjah Mada dan Departemen Pekerjaan Umum sesuai dengan ketentuan yang berlaku.
- (4) Pola kerjasama pelaksanaan pekerjaan tahunan dalam Pasal 5 ayat (2) diadakan antara Departemen Pekerjaan Umum dan Universitas Gadjah Mada yang akan ditentukan kemudian.

Pasal 6
JANGKA WAKTU

Perjanjian kerjasama ini berlaku untuk jangka waktu 5 (lima) tahun terhitung sejak ditandatangani dan dapat diperpanjang, diubah maupun diakhiri atas persetujuan kedua belah pihak.

Pasal 7
PENUTUP

- (1) Sejak ditandatanganinya perjanjian kerjasama ini, perjanjian kerjasama dan peraturan-peraturan sebelumnya masih tetap berlaku, sepanjang tidak bertentangan dengan perjanjian penyelenggaraan ini.
- (2) Perubahan terhadap isi serta hal-hal yang belum diatur dalam perjanjian kerjasama ini akan diatur kemudian secara tersendiri.
- (3) Perjanjian kerjasama ini dibuat, disepakati dan ditandatangani dalam rangkap 4 (empat), dua diantaranya bermeterai cukup dan masing-masing mempunyai kekuatan hukum yang sama.
- (4) Perjanjian kerjasama ini mulai berlaku sejak ditandatangani dengan ketentuan bahwa segala sesuatunya akan diperbaiki sebagaimana mestinya apabila dikemudian hari ternyata terdapat kekeliruan dalam perjanjian kerjasama ini.

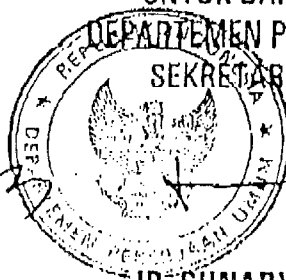
Ditandatangani di : Yogyakarta
Pada tanggal : 9 Januari 1999

PIHAK KEDUA
UNTUK DAN ATAS NAMA
UNIVERSITAS GADJAH MADA
DEKAN FAKULTAS TEKNIK



IR. HARYANA, M.Arch.

PIHAK PERTAMA
UNTUK DAN ATAS NAMA
DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
SEKRETARIS JENDERAL



IR. SUNARYO SUMADJI

MENGETAHUI :

UNIVERSITAS GADJAH MADA
REKTOR



PROF. DR. ICHLASUL AMAL, MA.

DEPARTEMEN PEKERJAAN UMUM
MENTERI



RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO

共同事業協定

公共事業省&ガジャマダ大学

NO: 01/NKB/M/1999

NO: UGM/36/KS/1/1999

本日 1999 年 1 月 9 日土曜日、末尾に署名する甲乙両者は、以下の項目について検討した。

甲： RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO、公共事業大臣、本件について公共事業省の名において行動する。以下、甲と称す。

乙： PROF.DR. ICHLASUL AMAL, MA.、ガジャマダ大学学長、本件についてガジャマダ大学の名において行動する。以下、乙と称す。

検討事項：

- a. 1987 年 12 月 16 日付けで作成された公共事業省とガジャマダ大学の共同事業協定案 NO:DEPPU/01/PIA/M/1987 を現状に適した内容に変更する。
NO:UGM/7457/KS/02/02/1987
- b. 現在叫ばれているインドネシアの改革の推移として、グローバリゼーションとテクノロジー進歩の時代を目の前にし、公共事業のインフラストラクチャー建設・開発・改善は必至である。
- c. ガジャマダ大学は、あらゆる分野の学者及び専門家を保持する高等教育機関として、都市並びに村落の開発において、自立した社会の形成を目標に、経済危機の対策を講じ、開発の効率化をはかり、開発実行者らが互いに良い関係を保ちやる気を持って仕事に望めるよう導くなど、積極的な貢献が期待される。
- d. 公共事業インフラストラクチャー建設においては、的確な計画・対策・プログラムを作り上げるべく高等教育機関、専門家、決裁者が互いに有益なアプローチをはかり、インドネシアの人的資源の質・量の改善に努めなければならない。
- e. 信頼のおけるインフラストラクチャーの建設を実現させるためには、技術的にしっかりとした計画をたてるだけでなく、一般社会に集積されている秩序の理解を通し社会・文化・経済・環境面への配慮をかけることが必要である。

以上の事項を達成するべく、甲乙両者は以下条項を条件に、公共事業インフラストラクチャー建設の実施において協力することに同意した。

第1条

目的

甲乙両者の協定の目的は、Tri Dharma Perguruan Tinggi に基づき、公共事業インフラストラクチャー建設分野における国家プログラムの実施を促進することにある。

第2条

活動範囲

第1条で述べた目的を達成するために行う共同活動の範囲は、以下のとおり：

- a. データの収集と整理、情報交換
- b. 建設に関連する研究・計画・調査
- c. 学会（ディスカッション、セミナー、ワークショップなど）を通じた、科学・技術・芸術についての知識拡張
- d. 一般社会に対する教育・研修・オリエンテーション・指導を行い貢献することで人的資源の質改善をはかる
- e. 定期刊行物や書籍出版による広報
- f. 両者の合意のもとに行われるその他の関連活動

第3条

事業の実行

共同事業の実行規定については、甲乙両者、あるいは両者に指名され権限を与えられた公証人が別途に作成する契約書に定める。

第4条

費用

本活動を実行する上で発生した費用は、各自の責任・権限により各自が負担する。

第5条

期間

本協定は甲乙両者が署名を施した時点より 5 年間効力を持つものとし、その後は甲乙両者の合意のもとに延長することが可能である。

第6条

問題解決

両者は、本共同事業において意見の相違や誤解が生じた場合、話し合いにより解決をはかる旨、同意する。

第7条

その他

- (1) 両者は、各自の能力に応じて、また現行の規定・規則に反しない限りにおいて、本協定を実行する。
- (2) 本協定に記述されていない事項については、両者の合意のもとに将来規定されるものとする。
- (3) 本協定は4組作成され、うち2組には印紙が貼付され、これらは同等の法的効力を持つものとする。
- (4) 本共同事業協定は署名が施された時点より効力を持つ。但し協定のいかなる内容についても、将来誤りが認められた場合には、然るべき訂正が施される。

署名場所 : ジョグジャカルタ
署名年月日 : 1999年1月9日

甲
公共事業大臣

RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO

乙
ガジャマダ大学学長

PROF.DR.ICHLASULAMAL,MA.,

公共事業技術共同研究開発実施協定
公共事業省公共事業研究開発庁&ガジャマダ大学研究所

NO: 01/SP/KL/1999
NO: UGM/LIT/05/M/09/06

1998年1月9日付けで作成された公共事業省とガジャマダ大学の共同事業協定

NO:01/NKB/M/1999 に基づき、本日1999年1月9日土曜日、末尾に署名する甲
NO:UGM/36/KS/I/1999

乙両者は、以下の規定をもって公共事業分野における共同研究開発を実施する旨、合意に達した。

甲： IR. JOELIANTO HENDRO MOELJONO、公共事業研究開発庁長官、本件について公共事業省の名において行動する。以下、甲と称す。

乙： PROF.DR. HARDJONO SASTROHAMIDJOJO、ガジャマダ大学研究所所長、本件についてガジャマダ大学研究所の名において行動する。以下、乙と称す。

第1条
事 実

公共事業分野の本共同技術研究開発は、実際には国家開発の一部である公共事業分野の開発促進を通じて、自然資源並びに人的資源を活用する事業である。

第2条
目 的

本共同事業の目的は、公共事業分野の技術研究開発の可能性を探る上で、両者の持つ資源を互いに活用し合うことにある。

第3条
活動範囲

- (1) 本共同事業は、公共事業省及び Tri Dharma Perguruan Tinggi の使命に即した公共事業分野の技術研究開発をその活動範囲とする。
- (2) 本共同事業は、甲乙両側のスタッフへ、各自研究分野についての学識を高める機会を与えるものである。

第4条

共同事業の実行

- (1) 共同事業の実行規定については、本協定の一部とみなされる事業実行契約により、ケース毎に規定される。
- (2) 本共同事業の舵取り役として、甲乙両者は運営委員会(Steering Committee)を編成する。構成員としては、甲側より1名が委員長を、乙側より1名が副委員長を務めるものとする。
- (3) 本共同事業において意見の相違や誤解が生じた場合、両者は話し合いにより解決をはかる旨、同意する。

第5条

費用

本共同活動の実行費用は、各自の責任と権限に基づき共同で負担するものとし、詳しくは前述の第4条(1)に述べた実行契約に明細を記す。

第6条

期間

本協定は甲乙両者が署名を施した時点より5年間効力を持つものとし、その後は甲乙両者の合意のもとに延長・変更・満了とすることが可能である。

第7条

終

- (1) 本協定に記述されていない事項については、両者の合意のもとに将来規定されるものとする。
- (2) 本協定は4組作成され、うち2組には印紙が貼付され、これらは同等の法的効力を持つものとする。
- (3) 本共同事業協定は署名が施された時点より効力を持つ。但し協定のいかなる内容についても、将来誤りが認められた場合には、然るべき訂正が施される。

署名場所 : ジョグジャカルタ
署名年月日 : 1999年1月9日

甲
公共事業省代表
公共事業研究開発庁長官

IR. JOELIANTO HENDRO MOELJONO

乙
ガジャマダ大学代表
研究所所長

PROF.DR. HARDJONO SASTROHAMIDJOJO

確 認

公共事業大臣

RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO

ガジャマダ大学学長

PROF.DR. ICHLASULAMAL, MA.,

修士課程&短大教育共同実施協定
公共事業省&ガジャマダ大学

NO: 02/NKB/SJ/1999

NO: UGM/TK/66/C/03/03

本日 1999 年 1 月 9 日、末尾に署名する甲乙両者は、1999 年 1 月 9 日付けで作成された公共事業省とガジャマダ大学の共同事業協定 NO:01/NKB/M/1999 の続編として、以
NO:UGM/38/KS/1/1999

下の規定をもって教育実施協定を締結する旨、合意に達した。

甲： IR. SUNARYO SUMADJI、公共事業省事務総長、本件について公共事業省の名において行動する。以下、甲と称す。

乙： IR. HARYANA, M.ARCH.,、ガジャマダ大学工学部長、本件についてガジャマダ大学の名において行動する。以下、乙と称す。

第 1 条

事 実

本共同教育は、実際には国家開発の一環として、公共事業省関連人材の能力・知識向上のために実施される事業である。

第 2 条

目 的

本共同教育の目的は、公共事業開発の必要要素として、公共事業分野の公的職務や開発に携わる政府組織の質・量、能力、知識、技術を高めることにある。

第 3 条

活動範囲

与えられた権限において行われる活動内容は以下のとおり：

- a. 公共事業省或いは公共事業省管轄地方局の職員、若しくは公共事業大臣の承認を得たその他職員を対象に、修士課程教育あるいは短大教育を実施する。
- b. 教育課程を修了、合格した者へ証書を授与する。
- c. 必要な資金、施設、設備、人材を提供する。

第4条

事業の実行

共同事業の実行については甲乙両者より指名を受けた公証人が別に作成する契約書に定められる。

第5条

費用

- (1) 本事業の実施費用は、公共事業省の定期資金並びに開発資金その他を資金源としており、公共事業省とガジヤマダ大学が現行規定に従い予算を組む。
- (2) 詳細については公共事業省とガジヤマダ大学の年次共同事業実行パターンに定められる。
- (3) 本事業実施に関連する費用の額は、ガジヤマダ大学&公共事業省実施修士課程短大プログラムとして現行規定に従い定められる。
- (4) 上記第5条(2)に述べた年次共同事業実行パターンは公共事業省とガジヤマダ大学が将来決定するものである。

第6条

期間

本協定は甲乙両者が署名を施した時点より5年間効力を持つものとし、その後は甲乙両者の合意のもとに延長・変更・満了とすることが可能である。

第7条

終

- (1) 本協定に署名が施されても、過去に作成された協定・規定は、本協定内容に反しない限り引き続き効力を持つものとする。
- (2) 本協定内容の変更や、本協定に記述されていない事項の規定については別途調整をはかる。
- (3) 本協定は4組を作成・承認・署名し、うち2組には印紙が貼付され、これらは同等の法的効力を持つものとする。
- (4) 本共同事業協定は署名が施された時点より効力を持つ。但し協定のいかなる内容についても、将来誤りが認められた場合には、然るべき訂正が施される。

署名場所 : ジョグジャカルタ
署名年月日 : 1999年1月9日

甲
公共事業省代表
事務総長

IR. HARYANA, M. ARCH

乙
ガジャマダ大学代表
工学部長

IR. SUNARYOSUMADJI

確 認

公共事業大臣

RACHMADI BAMBANG SUMADHIJO

ガジャマダ大学学長

PROF. DR. ICHLASULAMAL, MA.,

メラピ火山観測所長との打ち合わせ

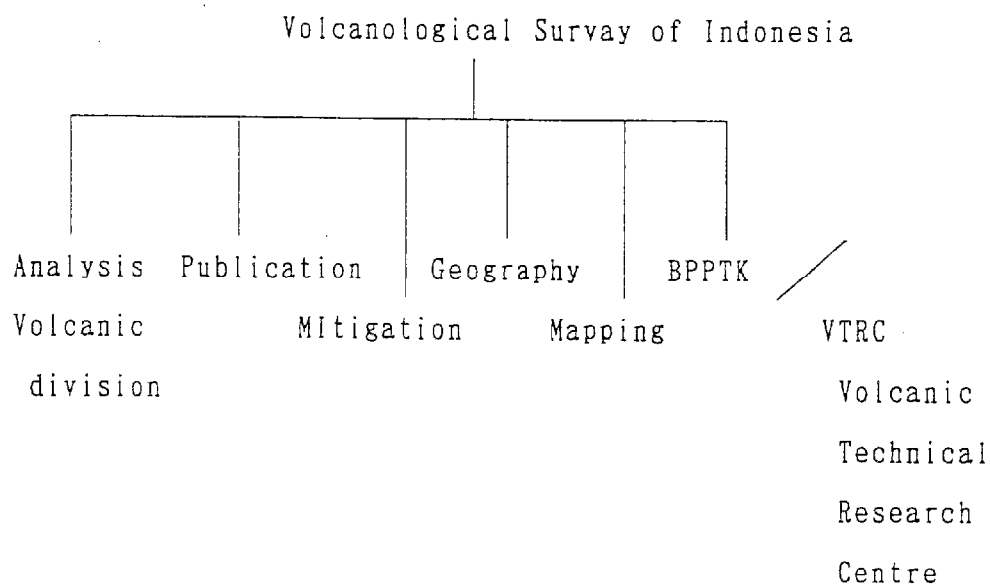
日 時 : 1999年2月2日 14:00~15:00

場 所 : メラピ火山観測所会議室

参加者 : イ側 アチェメラピ火山観測所長、スバルカSTC所長
日本側 調査団、渡、笹原、竹内 (JICA)

内 容 :

- ・当観測所はイ国の129火山のうち、79活火山をカバーしている。
- ・メラピ、カリウランの警戒避難情報の提供。また、危険度情報を4段階に分けて毎月更新している。
- ・日頃のマスコミとの付き合いが大切。



ミニッツ調印式

日 時 : 1999年2月4日9:00~10:00

場 所 : 公共事業省水資源総局会議室

参加者 :

イ側 : 水資源総局長

計画局長

技術局長

河川部長

STC所長

日側 : 調査団

JICA 渡、笹原、竹内

通訳 藤井

内 容 :

保科団長 : 以下の3点を祈る。

- ①日・イの友好が強まること
- ②本プロジェクトがイ国の社会経済に好影響を与えること
- ③日・イの砂防の友好・交流がますます深まること

水資源総局長

本プロジェクトはイ側にとってUsefulである。

本プロジェクトが日・イ双方によって促進されることを願う。

国家災害調整委員会（BAKORNAS）との打ち合わせ

日時： 1999年2月4日11:00～12:00

場所： BAKORNAS

参加者： BAKORNAS Budi Atmandi Adiputro

日側 調査団 渡、竹内 徳永一等書記官

内容：

Budi 当機関は各省庁調整が仕事で、政策企画がメイン。

防災対策はしない。

調整相はBAKORNASのヘッドで、国家的災害（大災害、地震、津波等）を取り扱う。

団長 プロジェクト概要説明

Budi 講座設置はガジャマダ大学だけなのか。

団長 STCやモデル財団の関係上そこで考えている。

Budi プロジェクト内容はもう決定しているのか。

団長 これは基礎調査である。変更はあり得る。

公共事業省水資源総局長が了承したという形である。

Budi Committeeのメンバーは固定したのか。

団長 固定していない。

Budi 人材教育の対象はガジャマダ大の講師と学生だけなのか。

団長 これはモデルに過ぎない。

詳細はこれから渡専門家や笹原専門家が詰める。

プロジェクト実施までには1～2年かかる。

J I C A インドネシア事務所長との打ち合わせ

日 時 : 1999年2月4日14:00~15:00

場 所 : J I C A

参加者 : J I C A : 庵原所長、竹内
調査団、渡、

内 容 :

庵原 モデルサイトは？

団長 検討中

庵原 プロジェクトの拠点は？

団長 S T C

庵原 ガジャマダ大学に懇意の先生を作る必要あり。

プロジェクトの優先順位は？

団長 人材教育> モデル事業> 情報機能強化

庵原 ・日本に国際協力を熱心な大学あり。

広島大学、名古屋大学国際開発学科 等

フィールドをほしがってる。大学をうまく絡めて欲しい。

・ JICAではこれからはプロジェクトの達成度を測る。

例えば、PCM手法

量より質が求められている。つまり、何人研修したかより、どんな論文を書けるようになったか、という視点。

・ 総合防災は日本でもモデルになり得るようなものを実施して欲しい。

・ プロ技は5年間であるので、早めの準備をすること。

・ 貧困対策がキーワードとなる。

・ 地域開発をする際、日本国内の縦割りに振り回されないようお願いする。

JICAのプロ技も縦割りになっているので、現地でうまくやって欲しい。

・ いつ頃本プロジェクトはスタートするのか。

団長 早くて2年後。